

令和7年度 町・県民税の申告について（お知らせ）

令和6年中に所得のあった方は町・県民税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をする場合は必要ありません。また、所得税の確定申告も「申告フローチャート」で「税務署での確定申告」に該当する場合でなければ、坂町役場で受け付けることができます。

なお、所得のなかった方でも申告が必要な場合があります。「申告フローチャート」をご覧ください。

□ 必要なもの

- ① この案内書類一式
- ② マイナンバーカード 又は 通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類（申告される方のみ。扶養される方のマイナンバー確認書類は必要ありません。）
- ③ 各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- ④ 不動産・営業収入のある方は、収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）
- ⑤ 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ⑥ 令和6年1月1日から令和6年12月31日支払の医療費の明細書
〔領収書を提出していただく必要はありません。必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。領収書はご自宅で5年間保存してください。〕
- ⑦ 雑損控除を受ける方は、雑損控除の計算書
- ⑧ 寄附金控除を受ける方は、領収書。または「寄附金控除に関する証明書」（ふるさと納税の方のみ）
- ⑨ 身体障害者手帳等（お持ちの方）
- ⑩ 学生の方は、身分証明書（学生証、在学証明書など）
- ⑪ ご本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）

～申告にマイナンバー（個人番号）が必要です。～

申告書には本人と扶養家族のマイナンバーを記載する箇所があります。また、申告者本人のマイナンバーを確認できるものと本人確認ができるものを持参してください。

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

※ マイナンバーカードの写しを添付される際は、表面及び裏面の写しが必要となります。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ1つずつ必要となります。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ● 身体障害者手帳
- 在留カード ● などのうちいずれか1つ